

# 北海道と民間企業等との協働事業実施要領

## 第1 趣旨

多様化する道民ニーズに対応し、道と民間企業等との協働による、地域や経済の活性化、公共サービスの充実に資する事業（以下、「協働事業」という。）を展開するため、実施要領を定める。

## 第2 基本的な考え方

多様化・細分化する地域住民のニーズに対応するためには、民間企業等が有する資源（アイデア、ノウハウ、資金等）と道が持つ情報やネットワーク、人的資源を結びつけることで、道内地域や経済の活性化、公共サービスの充実や道が進める施策の効果的な展開を図ることが重要である。

また、社会的責任の一環として地域貢献活動やSDGs（持続可能な開発目標）に取り組みたいと考える民間企業等も数多くあることから、道が協働を推進すべき政策分野や項目を提示することにより、民間企業等からの提案を募集し、道内における民間との協働を推進するものである。

## 第3 民間企業等の要件

本事業では、提案の主体性、実効性、事業の継続性等の観点から、対象を企業、学校法人、NPO、各種団体又は複数の企業や団体で組成されたコンソーシアム（共同体）とし、個人からの提案は受理しないほか、次の各号のいずれかの事項に該当するものの提案は受理しない。

- 1 法令等に違反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- 2 公序良俗に反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- 3 政治活動を助長するおそれのあるもの
- 4 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- 5 その他協働の対象とすることが適当でないと認められるもの

## 第4 協働事業で進める政策・分野

道が民間企業等に対して協働を呼びかける事業については、総合政策部官民連携推進室（以下、「官民連携推進室」という。）において取りまとめ、道の政策分野ごとに区分し、「協働で進める政策・分野一覧」として公表するとともに、各事業の所管課は民間企業等に積極的に働きかけを行うものとする。

また、民間企業等は、複数の政策分野における連携や、上記一覧以外の分野・項目に関する事業についても、道に提案することができる。

なお、上記一覧以外の項目を、道が提案募集する場合は、その都度、内容、提案の受付期間・方法を事業の所管課が定め、ホームページ等で公表する。

## 第5 協働事業の進め方

### 1 提案の募集

協働事業の実施を希望する民間企業等は、その提案内容について、以下のとおり官民連携推進室に提出することとする。

なお、上記一覧の各事業の所管課に直接実施を申し込むことができるものとし、その場合の手続きは、以下の手続きに限らず、所管課が定めることができるものとする。（詳細についてはフロー図）

#### （1）提案受付

別添「北海道と民間企業等との協働に関する提案シート」により電子メール、FAX等で受け付ける。

(2) 提出先

北海道総合政策部官民連携推進室「民間企業等との協働」担当  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL：011-204-6449（直通）  
011-231-4111（内線23-483）  
FAX：011-232-2743  
E-mail：sogo.kanmin@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 募集期間

提案募集の受付期間は通年とする。

なお、提案募集に期限を設定する場合は、募集期間を概ね1ヶ月以上確保するものとする。

2 提案の事業化

(1) 事業化の推進

ア 事業化の可否の判断

民間企業等からの提案は、各事業の所管部等において事業実施の可否について判断する。

イ 担当課の決定

民間企業等からの提案内容に即し、提案の窓口となる担当課を定めることとする。複数の政策分野または項目にわたる提案の場合は、官民連携推進室と関係部等で協議を行い、担当課を決定する。

ウ 事業進捗状況の把握

担当課は、事業の進捗状況等について官民連携推進室へ随時報告するものとする。

(2) 事業化にあたっての留意点

事業は、提案する民間企業等が実施・協力主体となるものとする。

なお、原則、道の支出を伴わないものとし、新たな財政措置を伴う提案や道の資産活用に関する提案の具体化については、公平性を確保するため、他企業等が参入可能となるよう公募の実施について検討するなど、所要の措置を講じることとする。

3 協定の締結

道及び民間企業等は、必要に応じ、連携と協力に関する協定を締結することができる。

## 第6 公表・広報等

道と民間企業等が協働で実施する事業については、事業化した時点でその内容等を公表するとともに、道のホームページで事業内容のPRを行い、また、その他道の広報媒体を活用しながら道民等に対して広く周知を図る。

### 附 則

- この要領は、平成19年5月11日から施行する。
- この要領は、平成20年4月23日から施行する。
- この要領は、平成21年4月24日から施行する。
- この要領は、平成22年6月17日から施行する。
- この要領は、平成23年4月18日から施行する。
- この要領は、平成24年6月14日から施行する。
- この要領は、平成25年5月14日から施行する。
- この要領は、平成26年4月14日から施行する。
- この要領は、平成27年5月15日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年5月1日から施行する。
- この要領は、平成30年5月7日から施行する。
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和3年6月7日から施行する。